

学生の忌引による公欠の取扱いの見直しについて

1 目的

学生の忌引による公欠の取扱いについて、死亡日を基準に対象期間を定めているが、亡くなってからすぐに葬儀を行わないケースや、遠方への移動のために時間を要するケースがあることから、学生が不利益を被ることがないように公欠期間の対象を見直すものである。

2 現行の忌引きによる公欠の取扱い（学生の授業欠席の取扱いに関する要綱より）

- (1) 期 間：①配偶者、1親等以内の親族 死亡日から7日以内
 ②2・3親等の親族 死亡日から3日以内
- (2) 証明書：会葬広告、会葬礼状等

3 改正のポイント

- ・公欠期間の始期を「死亡日」に限定せず、葬儀日程を考慮し親等により定められた連続する日数を公欠期間とする。

- (1) 期 間：①配偶者、1親等以内の親族 連続する7日以内
 ②2・3親等の親族 連続する3日以内
- (2) 証明書：会葬広告、会葬礼状等 ※変更なし

(例) 2・3親等の親族が死亡日から葬儀が行われるまで3日以上ある場合
 公欠期間：3日以内

	5/1 (死亡日)	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6 (葬儀)	5/7
現行	公欠	公欠	公欠				
見直し案					公欠	公欠	公欠

4 規程等

「学生の授業欠席の取扱いに関する要綱」を改正し、学務運営会議にて審議後、教授会にて報告する。

学生の授業欠席の取扱いに関する要綱（案）

平成25年3月19日制定

改正 令和7年 月 日

（目的）

第1条 この要綱は、青森公立大学（以下、「本学」という。）の学生の欠席に関する取扱いについて定めることを目的とする。

（公欠及びその要件）

第2条 この内規において、公欠とは本学が認める一定の事由によりやむを得ず授業を欠席した場合、これを欠席扱いとしない取扱いをいう。

2 本学の学生が、次の各号の事由により授業を欠席する場合は、これを公欠として取り扱い、成績評価に係る欠席扱いとしない。

- (1) 教職課程履修者で教育実習に参加する場合
- (2) 親族が死亡した場合
- (3) 学校保健法施行規則第19条に規定する感染症に罹患した場合
- (4) 裁判員制度による裁判員、又は裁判の証人等で裁判に召喚された場合
- (5) その他学長が必要と認めた場合

（公欠の基準及び手続き）

第3条 前条第2項各号による公欠の具体的な基準及び手続きについては、別表のとおりとする。

2 前条第2項各号の事由により公欠となる学生は、授業欠席をする日以前に様式第1号の欠席届（以下、「欠席届」という。）により本学事務局の確認を経て、欠席する授業担当教員へ届出るものとする。

3 やむを得ない理由により、授業欠席する日以前に欠席届を提出できない場合は、授業出席が可能となった日から1週間以内に欠席届を本学事務局の確認を経て、欠席した授業担当教員へ届出るものとする。

（公欠とされた学生への配慮）

第4条 授業担当教員は、公欠とされた学生に対し、当該欠席をした日の授業については欠席扱いとしないものとし、それ以上の措置は講じないものとする。

(公欠以外の欠席)

第5条 公欠以外の事由により授業を欠席する場合は、欠席届により本学事務局の確認を経て、欠席した授業担当教員へ届出るものとする。

(定期試験の欠席)

第6条 やむを得ない理由により定期試験を欠席しなければならない学生は、様式第2号の定期試験欠席届により、本学事務局へ届出るものとする。

第7条 この要綱に定めるもののほか、学生の授業欠席の取扱いについて必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公欠事由	公欠期間	手続きに必要な書類等
教職課程履修者で教育実習に参加する場合 (第2条第2項第1号)	教育実習期間	不要
親族が死亡した場合 (第2条第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、1親等以内の親族 死亡日から 通知する 7日以内 ・2、3親等以内の親族 死亡日から 通知する 3日以内 	会葬広告、会葬礼状等
学校保健法施行規則第19条に規定する感染症に罹患した場合 (第2条第2項第3号)	医師が指定する治療期間	医師が発行する、病名及び治療期間が記載された診断書又は治癒証明書
裁判員制度による裁判員、又は裁判の証人等で裁判に召喚された場合 (第2条第2項第4号)	当該裁判に出席しなければならない期間又は時間 ※移動時間を含む	裁判員選任通知書等
その他学長が必要と認めた場合 (第2条第2項第5号)	学長が認めた期間又は時間	事由を証明する書類等 (第三者が発行したもの)

注) 公欠期間には、当該行為を行うために要する移動時間を加えることができる。

【欠席届記入上の注意】

◇欠席届は下記事項に留意し記入してください。

- (1) 公欠は、下表「公欠理由一覧」に該当する場合に適用されます。それ以外は欠席となります。
- (2) 欠席（公欠）する理由を「欠席（公欠）理由」に記入してください。
- (3) 欠席（公欠）する全ての理由において下表の活動日程（自宅出発から帰宅まで）を記入してください。
- (4) 添付書類は、下表「公欠理由一覧」を参照し、「添付書類」の名称を記入し、併せて当該書類のコピーを欠席届に添付してください。

（公欠以外の場合であっても、証明する書類のコピーを添付してください。）

【備考】

欠席した授業については、自ら勉強すること。

※欠席届はできるだけ事前に提出をしてください。

事前提出できない場合は出席可能となった日から1週間以内に提出してください。

公欠理由一覧

公欠理由	公欠期間	欠席（公欠）理由記載例	添付書類（コピー可）
①教育実習のため	教育実習期間	〇〇高校での教育実習のため	不要
②親族（3親等以内、配偶者）が死亡したため	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、1親等の親族 死亡日から 3 7日間以内 ・2、3親等の親族 死亡日から 3 3日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○月○日父死亡のため ○月○日父死亡のため 	会葬広告、会葬礼状等
③感染症のため （インフルエンザ、麻疹等、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）	医師が指定する治療期間	<u>（病名）</u> に罹患したため	医師の発行する病名・治療期間が記載された診断書又は治癒証明書
④裁判員招集等のため	当該裁判に出席しなければならない期間又は時間	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員招集のため ・裁判への出席のため 	裁判員専任通知等
⑤その他（学校長が認めた場合）	学長が認めた期間	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇のため ・<u>（公共交通機関）</u>が運休のため ・ <u> </u>大会出場のため 	事由を証明する書類等 （第三者が発行したもの）

注) 公欠期間には、当該行為を行うために要する移動時間を加えることができる。

活動日程（自宅出発から帰宅までの日程を詳細に記入すること）

日付	時間	行程	日付	時間	行程